

要介護者の自己負担を増やす制度改正の中止を強く求める意見書

介護保険制度を巡っては、一昨年の法改正により、「要支援 1・2」の人の訪問介護・通所介護などが保険対象外となったほか、特別養護老人ホームの入所条件も「要介護 3」以上とされたため、「要介護 2」以下の利用者やその家族の不安はますます高まっている。

そのような中、政府は、要介護認定を受けた人の過半数を占める要介護 1・2 の軽度者（約 229 万人）への生活支援サービスについて、介護保険の給付対象外とする見直し検討を開始した。

訪問介護サービスの 1 つである生活援助サービスは、掃除、洗濯、調理、買物など利用者の日常生活を支えているほか、訪問した事業者が利用者の状態の変化に気づき、早期対応を可能にしているという側面もある。

このため、保険の給付対象外となると、これまで 1 割程度だった自己負担が全額負担となり、利用者に負担が重くのしかかることが想定されるばかりでなく、利用者がサービスの利用を控え、事業者との接触の機会が減ることが想定され、結果的に、利用者の重症化が進むことが懸念される。

よって、国会及び政府においては、要介護認定を受けた全ての人が、必要な介護保険サービスを安心して利用できるようにするため、要介護者の自己負担を増やす制度改正を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年（2016 年）6 月 3 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
総務大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員